

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨、地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 486,939千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (289,857千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社会福祉	1	社会福祉事業	138,874	2,372	31,200	0	14,257	91,045
	2	高齢者福祉事業	136,803	26,963	0	43,376	8,500	57,964
	3	障害者福祉事業	1,356,608	987,061	0	0	47,600	321,947
	4	児童福祉事業	1,955,786	1,424,664	0	62,539	60,400	408,183
	5	包括支援事業	108,541	0	0	72,610	4,600	31,331
	6	重度心身障害者等医療給付事業	71,261	31,475	0	5,962	4,300	29,524
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	29,307	14,140	0	1,242	1,700	12,225
	8	子ども医療支給事業	74,631	29,678	0	17,115	3,500	24,338
社会保険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	309,103	142,614	0	102	21,400	144,987
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	426,975	69,512	0	0	46,000	311,463
	11	介護保険広域連合(繰出金)	444,358	0	0	0	57,300	387,058
保健衛生	12	保健衛生事業	376,784	0	235,900	53,985	11,200	75,699
	13	疾病予防事業	230,072	179,348	0	4,012	6,000	40,712
	14	母子保健事業	60,173	5,307	0	30,426	3,100	21,340
合計		5,719,276	2,913,134	267,100	291,369	289,857	1,957,816	